

30監総第1026号

平成31年 2月28日

(略)

東京都監査委員	清水 やすこ
同	神林 茂
同	友渕 宗治
同	岩田 喜美枝
同	松本 正一郎

平成31年1月29日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において請求人は、薬王院有喜寺が平成30年2月3日に主催した追儺式において警視庁職員が実施した雑踏警備は、本来、主催者が実施すべき単なる会場案内業務であり、宗教団体を特別に支援する結果となって、憲法第20条及び第89条の政教分離規定に違反する行為であるから、雑踏警備に従事した職員に対して支出された給与及び交通費（以下「本件支出」という。）を都に返還させるとともに、雑踏警備に要した費用を不当利得として主催者に返還請求することなどを求めている。

請求人は、本件支出の違法・不当を問題としているかのごとく主張しているが、その核心は、雑踏警備そのものの違法を争うものであると言える。

そもそも、雑踏警備とは、警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）に基づき、雑踏事故の発生が予想されるときなどに、行事主催者その他の関係者との連絡をはじめ、交通規制、広報その他の所要の措置を講じて公共の安全の確保を図るもので

あり、法第242条第1項に定める財務会計上の行為には当たらない。

雑踏警備をはじめ、非財務会計行為たるあらゆる行政施策は、その帰結として公金の支出その他財務活動を伴うが、その帰結部分たる財務活動を捉えて、原因となる非財務会計行為のすべてを住民監査請求の対象とすることが実質的に広く是認されるとなると、法第242条第1項に定める財務会計上の行為のいずれにも該当しない、およそ広範かつ多岐にわたる行政作用一般を争うことできることとなり、財務会計行為に限定されている住民監査請求の制度趣旨を逸脱する。

仮に、本件支出を請求対象行為と解したとしても、本件請求で問題とされる給与支払等は、本件雑踏警備の実施の可否等にかかわらず、財務会計法規である職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）等に基づきなされていることに鑑みれば、財務会計法規上、適正かつ適法になされていると一般的に推認できると言えるものである。

また、仮に、本件支出のうち雑踏警備の実施を原因として行われたものがあったとしても、請求人は、専ら雑踏警備の違法を主張するのみで、財務会計行為である本件支出そのものが何らの規程に違反したものであるとは主張していない。判例（最高裁平成4年12月15日判決）は、仮に、財務会計上の行為の原因行為に違法事由が存する場合であっても、これを前提としてされた財務会計上の行為自体が財務会計法規上の義務に違反し違法なものでなければ、当該財務会計行為に関与した職員に賠償責任を負わせることができないと判示している。この判旨に則すれば、請求人の言う雑踏警備の違法のみをもって、当然に本件支出が違法となるものではなく、請求人が主張する雑踏警備の違法は、本件支出の違法・不当の理由とはならない。

これらの理由により、本件請求は法第242条に定める住民監査請求として不適法である。